

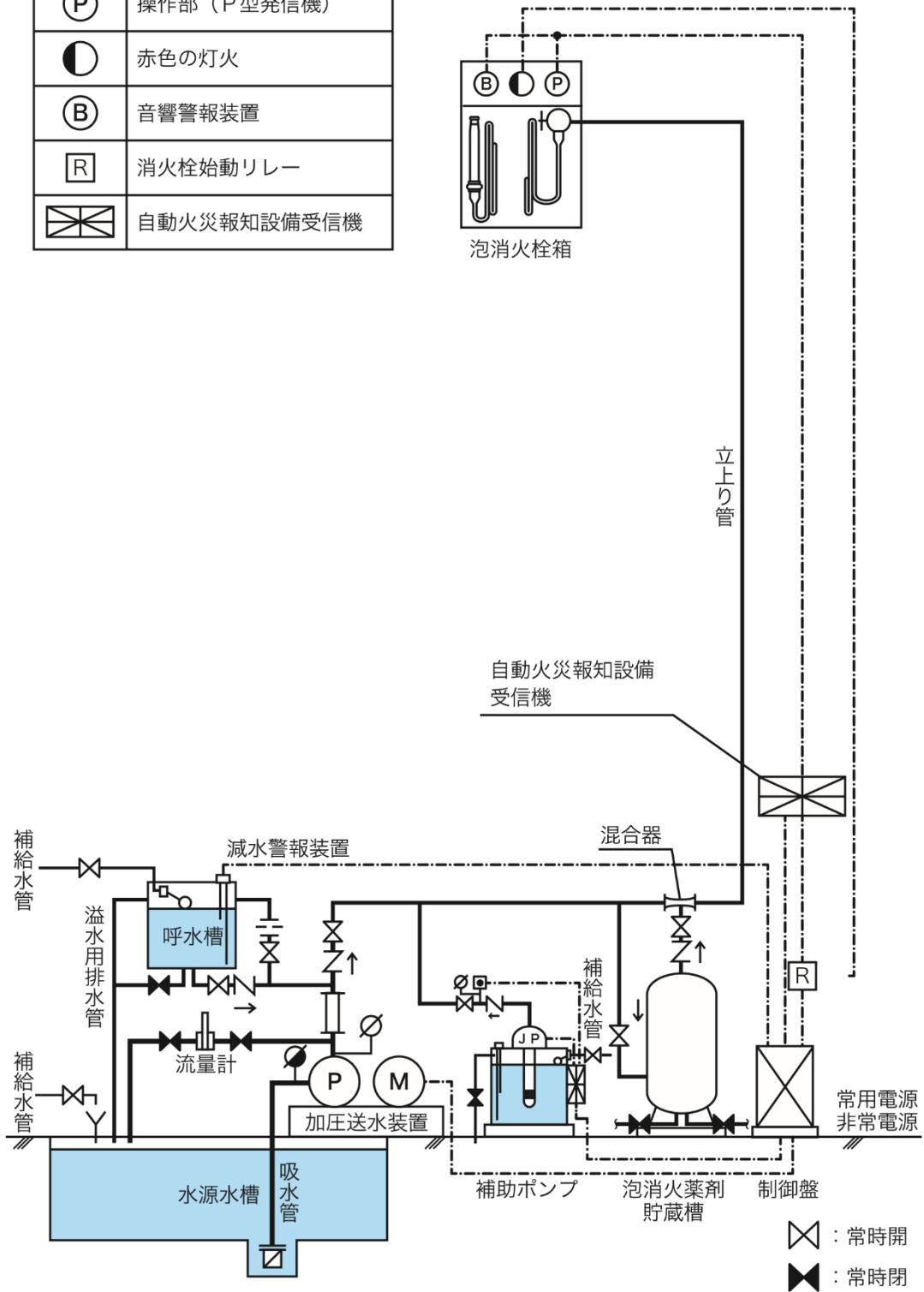
## 第5の2 移動式の泡消火設備

1 主な構成

(1) 泡消火薬剤混合装置が別置き方式のもの(第5の2-1図参照)

凡例

|   |             |
|---|-------------|
|  | 操作部 (P型発信機) |
|  | 赤色の灯火       |
|  | 音響警報装置      |
|  | 消火栓始動リレー    |
|  | 自動火災報知設備受信機 |

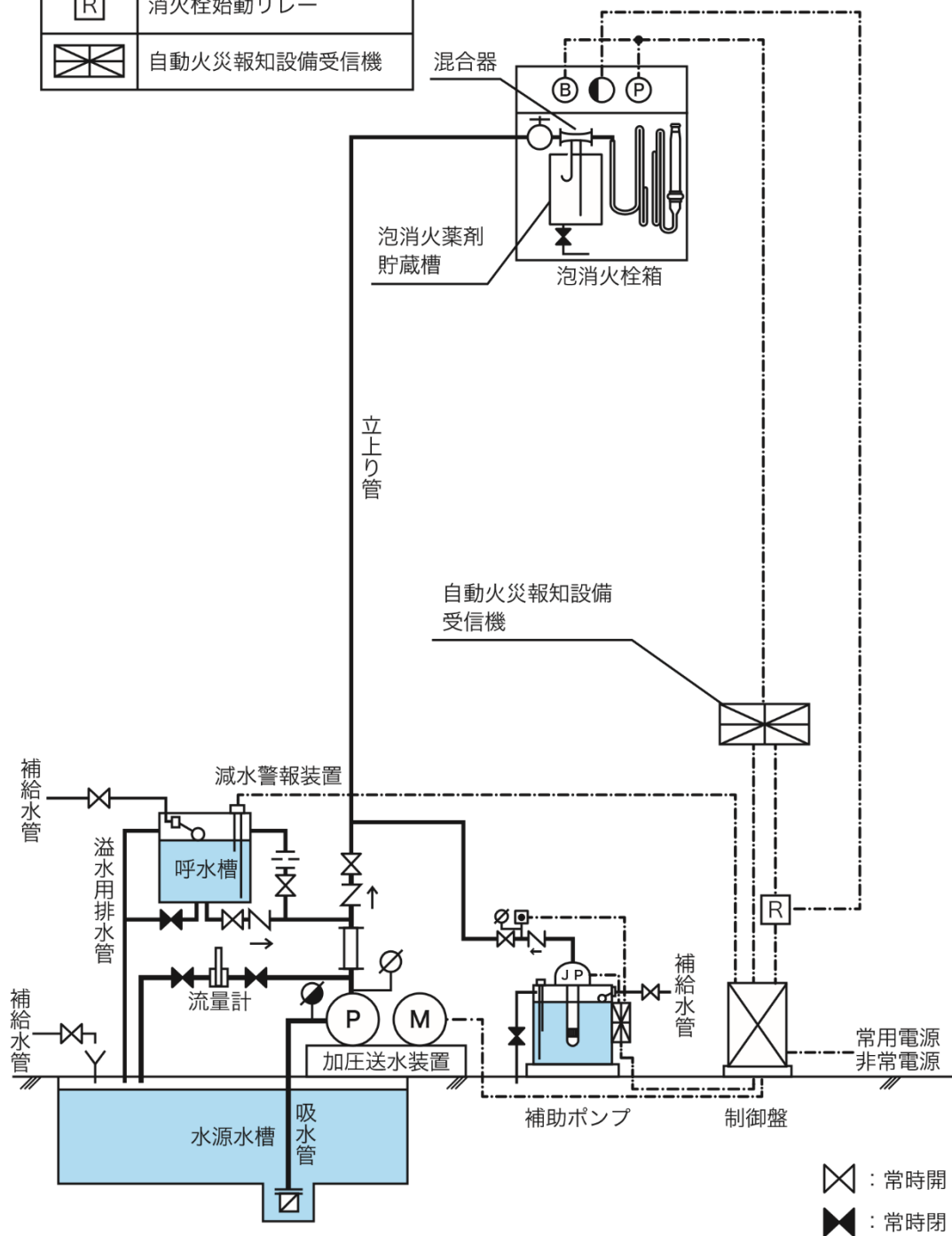


第5の2-1図

(2) 泡消火薬剤混合装置が内蔵されている方式のもの(第5の2-2図参照)

凡例

|     |             |
|-----|-------------|
| (P) | 操作部 (P型発信機) |
| ●   | 赤色の灯火       |
| (B) | 音響警報装置      |
| [R] | 消火栓始動リレー    |
| [X] | 自動火災報知設備受信機 |



第5の2-2図

## 2 加圧送水装置(ポンプを用いるもの)

ポンプを用いる加圧送水装置は、次によること。

### (1) 設置場所

設置場所は、政令第 15 条第6号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備3(1)を準用すること。

### (2) 機器

機器は、省令第 18 条第4項第9号の規定によるほか、次によること。

ア 機器は、第2屋内消火栓設備3(2)を準用すること。

イ 省令第 18 条第4項第9号ハ(イ)に規定されるポンプの吐出量は、次の量以上とすること。

(ア) 自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車のために供される部分に設けるもの

ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数(設置個数が2を超えるときは、2とする。)に 130ℓ/min を乗じて得た量以上の量

(イ) その他の防火対象物又はその部分に設けるもの

ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数(設置個数が2を超えるときは、2とする。)に 260ℓ/min を乗じて得た量以上の量

ウ 省令第 18 条第4項第9号ハ(ロ)に規定する「泡消火設備のノズルの先端の放射圧力換算水頭」は、35m 以上とすること。

### (3) 設置方法

設置方法は、省令第 18 条第4項第9号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備3(3)を準用すること。

### (4) ノズルの先端の放射圧力がノズルの性能範囲の上限値を超えないための措置

省令第 18 条第4項第9号ニに規定する「ノズルの先端の放射圧力が当該ノズルの性能範囲の上限値を超えないための措置」は、第2屋内消火栓設備3(4)(ウを除く。)を準用すること。

## 3 水源

水源は、省令第 18 条第2項第4号及び第5号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備4((1)イを除く。)及び第5泡消火設備3(2)イを準用すること。

## 4 配管等

配管等は、省令第 18 条第4項第8号の規定によるほか、次によること。

### (1) 配管

配管は、原則として専用とするほか、第2屋内消火栓設備5(1)を準用すること。

### (2) 管継手

管継手は、第2屋内消火栓設備5(2)を準用すること。

### (3) バルブ類

バルブ類は、第2屋内消火栓設備5(3)を準用すること。

#### (4) 配管内の充水

配管内は、起動用水圧開閉装置を用いる方法又は第2屋内消火栓設備5(4)イの例により、常時充水しておくこと。▲

#### 5 配管等の摩擦損失計算

消防用ホース及び配管等の摩擦損失計算は、摩擦損失計算告示によるほか、第2屋内消火栓設備6を準用すること。

#### 6 泡消火薬剤

省令第18条第3項に規定する泡消火薬剤の貯蔵量は、前3に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。●

#### 7 泡消火薬剤混合装置等

泡消火薬剤混合装置は、省令第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、次によること。

##### (1) 混合方式は、次の方式とすること。▲

ア プレッシャー・プロポーション方式(第5泡消火設備8(1)ア参照)

イ プレッシャー・サイド・プロポーション方式(第5泡消火設備8(1)ウ参照)

ウ ライン・プロポーション方式(ピックアップ方式を除く。)

送水管系統の途中に混合器(吸入式)を接続し、泡消火薬剤を流水中に吸い込ませ指定濃度の泡水溶液として送水管によりノズル等に送り、空気を吸い込んで泡を発生させるもの

##### (2) プレッシャー・プロポーション方式の混合器及び泡消火薬剤槽は、泡放射用器具の格納する箱内に収納しておくこと。▲

##### (3) プレッシャー・サイド・プロポーション方式の混合器(2管式のものに限る。)は、泡放射用器具の格納する箱に収納するか、又はその直近(概ね5m以内)に設置すること。▲

#### 8 泡放射用具格納箱等

泡放射用具を格納する箱(以下この項において「泡放射用具格納箱」という。)、開閉弁、ホース接続口、消防用ホース、ノズル、操作部及び赤色の灯火は、省令第18条第4項第3号、第3号の2、第4号及び第10号口の規定によるほか、次によること。

##### (1) 泡放射用具格納箱

ア 泡放射用具格納箱の扉は、鍵等を用いることなく容易に開閉できるものであること。▲

イ 泡放射用具格納箱の材質は、鋼板製(厚さ1.6mm以上)又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとする。▲

##### (2) 開閉弁

- ア 泡放射用具格納箱又はホース接続口の直近に開閉弁を設けること。▲
- イ 開閉弁は、省令第 18 条第 4 項第 8 号が準用する省令第 12 条第 1 項第 6 号ト(ロ)に規定するもの、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして、金属製管継手等告示に適合する認定品のものとする。●
- (3) ホース接続口
- 結合金具の規格省令に規定する呼称 40 又は 50 に適合する差込式差し口とする。●
- (4) 消火栓弁
- 開閉弁及びホース接続口に消火栓弁(移動式の泡消火設備のホース接続口、開閉弁、及びこれらを接続する管路をいう。以下この項において同じ。)を用いる場合は、次によること。
- ア 消火栓弁は、結合金具の規格省令に規定する呼称 40 又は 50 に適合する差込式差し口とすること。●
- イ 消火栓弁は、屋内消火栓等告示に適合する認定品のものとする。●
- (5) 消防用ホース
- ア 消防用ホースは、泡放射用具格納箱に収納しておくこと。▲
- イ 消防用ホースは、消防用ホースの規格省令に規定する平ホースとすること。●
- ウ 消防用ホースの規格省令に規定する呼称 40 又は 50 のもので、長さ 20m のものを 2 本以上設けること。▲
- エ 消防用ホースは、屋内消火栓等告示に適合する認定品のものとする。●
- (6) ノズル
- ア ノズルは、泡放射用具格納箱に収納しておくこと。▲
- イ 消防用ホースに結合する部分は、結合金具の規格省令に規定する呼称 40 又は 50 に適合する差込式受け口とすること。●
- (7) 操作部
- ア 泡放射用具格納箱内に起動装置の操作部を設ける場合は、当該操作部及び始動表示灯が容易に視認でき、かつ、操作しやすい位置とすること。
- イ 操作部は、自動火災報知設備の P 型発信機と兼用することができること。
- (8) 赤色の灯火
- ア 赤色の灯火は、泡放射用具格納箱の上部に設けること。
- ただし、泡放射用具格納箱の扉表面の上端部に設ける場合は、この限りでない。
- イ 取付面と 15° 以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できるものであること。▲
- ウ 赤色の灯火の有効投影面積は、直径 60mm 以上又はこれに相当する面積以上とすること。
- ▲
- エ 赤色の灯火は、加圧送水装置の始動を点滅により表示できるものであること。▲
- (9) 設置方法
- ア 火災の際、容易に操作ができる位置に設けること。

イ 泡放射用具格納箱の扉の開閉及び放射等の操作に支障のない広さが確保されていること。  
ウ 政令第 15 条第 3 号に規定する「ホース接続口からの水平距離が 15m の範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる」とは、間仕切壁等により放水できない部分が生じないよう、消防用ホースを延長する経路、消防用ホースの長さ及び放射距離を考慮し、有効に消火できるよう設けることをいうものであること。

この場合の放射距離は、省令第 18 条第 2 項第 4 号に規定する泡水溶液が放射される際の距離によること。(機器仕様書に明示された数値) ▲

## 9 自動警報装置

自動警報装置は、省令第 18 条第 4 項第 12 号の規定によるほか、次によること。

### (1) 受信部の設置場所等

受信部の設置場所及び一の防火対象物に 2 以上の受信部を設置する場合は、省令第 18 条第 4 項第 12 号において準用する省令第 14 条第 1 項第 4 号ニ及びホの規定によるほか、第 10 自動火災報知設備 4(1)を準用すること。(☞未策定)

### (2) 音響警報装置

省令第 18 条第 4 項第 12 号において準用する省令第 14 条第 1 項第 4 号ただし書きの規定は、第 4 スプリンクラー設備 10(6)を準用すること。

## 10 手動式の起動装置

省令第 18 条第 4 項第 10 号ロの規定によるほか、省令第 12 条第 1 項第 7 号への例により設けること。

## 11 表示及び警報

表示及び警報は、第 4 スプリンクラー設備 15 を準用すること。(省令第 18 条第 4 項第 15 号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。)

## 12 貯水槽等の耐震措置

省令第 18 条第 4 項第 16 号の規定による貯水槽等の耐震措置は、第 2 屋内消火栓設備 9 を準用すること。

## 13 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、省令第 18 条第 4 項第 7 号及び第 13 号の規定によるほか、次によること。

### (1) 非常電源等

非常電源及び配線等は、第 23 非常電源(☞未策定)によること。

### (2) 常用電源回路の配線

常用電源回路の配線は、第2屋内消火栓設備 10(2)を準用すること。

(3) 非常電源回路、操作回路、表示灯回路及び音響警報装置回路の配線は、次によること。

ア 非常電源回路

耐火配線を使用すること。

イ 操作回路

耐熱配線を使用すること。

ウ 表示灯回路

耐熱配線を使用すること。

エ 音響警報装置回路

省令第 18 条第4項第 12 号に規定する自動警報装置の回路の配線は、耐熱配線を使用すること。▲

#### 14 総合操作盤

省令第 18 条第4項第 15 号に規定する総合操作盤は、第 24 総合操作盤(☞未策定)によること。